

千葉県報

号外
令和8年7月14日

主要目次

企業局管理規程

○ 千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局管理規程

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年七月十四日

千葉県企業局長 横山 尚典

千葉県企業局管理規程第二十号

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局財務規程（昭和三十九年千葉県水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の三 完成資産会計（第三百三十九条の四―第三百三十九条の七）」を「第五章の三 完成資産会計（第三百三十九条の四―第三百三十九条の七）」を「第五章の四 未成事業資産会計（第三百三十九条の八―第三百三十九条の十）」に、「第三百三十九条の八」を「第三百三十九条の十一」に改める。

第一条第一項中「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に、「造成土地管理事業（以下「造成土地管理事業」という。）」を「土地造成・管理事業（以下「土地造成・管理事業」という。）」に改め、同条第二項中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。

第七条第一項の表総務企画課長の項から経理課長の項までの規定中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改め、同表土地事業調整課長 資産管理課長の項中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に、「完成資産台帳」を

「完成資産台帳（別記第六号様式の二）」に改め、同表土地分譲課長の項中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に、「完成資産台帳」を

「完成資産台帳」に改め、同表企業出納員の項中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。

第二十六条ただし書、第三十条第二項及び第三十一条第二項中「造成土地管理事業」を

「土地造成・管理事業」に改める。

第五十八条の二の見出し中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。
第九十九条の四第一項及び第九十九条の五第二項中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。

第一百条中「完成資産」の下に「及び第三百三十九条の八第一項に規定する未成事業資産」を加える。

第一百七十七条、第一百八条第一項及び第三百三十八条の二第二項中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。

第三百三十九条の四第一項中「、かつ」を削る。

第三百三十九条の八を第三百三十九条の十一とする。

第五章の三の次に次の一章を加える。

第五章の四 未成事業資産会計

（未成事業資産の処理）

第三百三十九条の八 未成事業資産（譲渡若しくは貸付けを目的として取得し、造成し、又は建設する資産及び建設の用に供する目的で取得する第百条各号に掲げる種類の資産をいう。以下この章において同じ。）は、未成勘定を設けて処理しなければならない。

2 課長は、局長が別に定めるところにより、一の未成事業資産の工事が完了したとき、又は一の未成事業資産の一部について工事が完了し、分譲若しくは貸付けを行おうとするときは、あらかじめ経理課長にその旨を通知しなければならない。

3 経理課長は、前項の規定による通知を受けたときは、局長が別に定めるところにより、速やかに未成勘定の精算を行い、振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産又は完成資産に振り替えなければならない。

4 経理課長は、課長に前項の未成勘定の精算をする場合に必要な資料の提出を求めることができる。

5 第三項の場合において、経理課長は、局長の定めた基準に従って間接費を配分し、工事費にあわせて完成資産に振り替えなければならない。

（未成事業資産の評価）

第三百三十九条の九 第三百三十九条の四の規定は、未成事業資産の評価について準用する。

（補則）

第三百三十九条の十 この章に定めるもののほか、未成事業資産の処理は、固定資産の処理に関する規定の例による。

第百七十七条第十号中「完成資産」の下に「、未成事業資産」を加える。
様式目次の表六の二の項の次に次のように加える。

六の三

未成事業資産台帳

第七条第一項

別記第六号様式の二の次に次の一様式を加える。

別表第六千葉県造成土地管理事業勘定科目表中「千葉県造成土地管理事業勘定科目表」を「千葉県土地開発・管理事業勘定科目表」に改定し、同表収支の部の中で「造成土地の分譲による収益を地区別」や「造成土地（産業用地を除く。）の分譲による収益を地区別」			
「 買取り土地分譲収益 産業用地分譲収益	「 買取り土地分譲収益	買取り土地の分譲による収益を処理する。	や
	「 買取り土地分譲収益	買取り土地の分譲による収益を処理する。	に、
	「 買取り土地分譲収益	産業用地の分譲による収益を処理する。	に、
	「 買取り土地分譲収益	産業用地の分譲による収益を処理する。	に、
「 地区土地貸付収益	「 地区土地貸付収益	造成土地の貸付けによる収益を地区別に区分する。	や
	「 地区土地貸付収益	造成土地（産業用地を除く。）の貸付けによる収益を地区別に区分する。	に、
「 産業用地貸付収益	「 産業用地貸付収益	産業用地の貸付けによる収益を処理する。	に、
	「 産業用地貸付収益	産業用地の貸付けによる収益を処理する。	に、
「 長期前受金戻入	「 長期前受金戻入	規則第 2 1 条第 2 項又は第 3 項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として収益化する額を処理する。	や
	「 長期前受金戻入	規則第 2 1 条第 2 項又は第 3 項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として収益化する額を処理する。	に、

「 他会計補助金 補助金 長期前受金戻入			
収益的支出を負担することを目的として他会計から繰り入れられた返済の必要のない補助金 営業費補助の目的で交付された補助金 規則第 2 1 条第 2 項又は第 3 項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として収益化する額を処理する。		に、別表第六千葉	
「 買取り土地分譲原価	「 買取り土地分譲原価	買取り土地の分譲による原価を処理する。	や
	「 買取り土地分譲原価	買取り土地の分譲による原価を処理する。	に、
「 買取り土地分譲原価	「 買取り土地分譲原価	買取り土地の分譲による原価を処理する。	に、
	「 買取り土地分譲原価	買取り土地の分譲による原価を処理する。	に、
「 支払利息 及び企業債取扱費	「 支払利息 及び企業債取扱費	借入金利息等を処理する。	や
	「 支払利息 及び企業債取扱費	借入金利息等を処理する。	に、
「 リース債務支払利息	「 リース債務支払利息	リース債務の支出時に係る利息相当額	や
	「 リース債務支払利息	リース債務の支出時に係る利息相当額	に、

土地造成整備間接経費	関連施設整備費	負担金 出資金	土地造成に伴い要する費用				報償費 交際費 被服費 光熱水費 燃料費 会議費 印刷製本費 修繕費 保険料 賃借料 通信運搬費 広告料 委託料 手数料 研修費 補償費 公課費 負担金 その他引当金 繰入額 雑費	土地造成工事に使用する設備等の取得原価を整理する。	
	その他直接経費		上記以外の直接経費を処理する。 測量試験に要する費用						
		測量試験費 委託料 その他経費	委託に要する費用						
			未成事業資産の造成整備に関連した費用を処理する。						
	間接経費	総係費	給料 手当等 賞与引当金 繰入額 報酬 法定福利費 法定福利費引当金 繰入額 旅費 退職給付費 備消耗品費 厚生福利費	事業費用の一般管理費の説明に準ずる。					
			金額						

報 告 書 第 4 8 号				令 和 8 年 7 月 1 4 日（火 曜 日）	
「 関連事業 費前受金 」 を	建設改良 等充当他 会計借入 金 その他充 当他会計 借入金	ための他の会計からの借入金を処理 する。 建設改良費等の財源に充てるために 他の会計から繰り入れた借入金で1 年以内に返済期限が到来するものを 処理する。 上記以外の財源に充てるために他の 会計から繰り入れた借入金で1年以 内に返済期限が到来するものを処理 する。 ファイナンス・リース取引に係る債 務額で1年以内に支払期限が到来す るものを処理する。	に、	造成・管理事業用資産」に改める。 附 則 この管理規程は、公布の日から施行する。	
	リース債 務				
「 産業用地 前受金 」 に改め、別表第六千葉	産業用地 前受金	産業用地に係る分譲代金の前受金を 処理する。	を	造成・管理事業用資産」に改める。 附 則 この管理規程は、公布の日から施行する。	
	土地代金 前受金	関連事業費の前受金を処理する。			
「 関連事業 費前受金 」 を	関連事業 費前受金		を	造成・管理事業用資産」に改める。 附 則 この管理規程は、公布の日から施行する。	
「 財政調整 積立金 」 を	財政調整 積立金	財政調整のための積立金を処理す る。	を	造成・管理事業用資産」に改める。 附 則 この管理規程は、公布の日から施行する。	
「 減債積立 金 利益積立 金 財政調整 積立金 」 に改め、別表第六千葉	減債積立 金 利益積立 金 財政調整 積立金	企業債の償還に充てる積立金を処理 する。 欠損金を埋めるための積立金を処理 する。 財政調整のための積立金を処理す る。	を	造成・管理事業用資産」に改める。 附 則 この管理規程は、公布の日から施行する。	

購読料

本号

一部

一四四

発行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三（一二三）二六五八